

議第7号

旧櫛引町スクールバス設置及び管理条例施行規則の一部改正について

旧櫛引町スクールバス設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日提出

教育長 布川 敦

旧櫛引町スクールバス設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

旧櫛引町スクールバス設置及び管理条例施行規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「による使用料の減免」を「により減免する使用料の額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号又は第2号に掲げる者が同項に規定する使用料の減免を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書面を降車時に乗務員に提示しなければならない。

(1) 前項第1号に規定する者 同号に規定する要件に該当することを証明する公的機関等が発行した証書

(2) 前項第2号に規定する者 同号に規定する割引定期券

第3条中「の割引使用料は、次により算出した」を「（条例第5条第2項に規定する長期使用者をいう。以下同じ。）について、同項の規定により使用料から割り引く額は、次の各号に掲げる長期使用の期間に応じ当該各号に定める額（10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。）を超える」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 1か月 条例第4条第2項に定める額×4.4（片道使用の場合は、2.2）×0.7（通学使用の場合は、0.6）

(2) 3か月 前号に規定する額×3×0.95

第3条に次の1項を加える。

- 2 長期使用者が前条第1項第1号に規定する者である場合における前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは、「当該各号に定める額に0.7を乗じて得た額」とする。

本則に次の1条を加える。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を始期とする長期使用に係る使用料について適用し、施行日前の日を始期とする長期使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第8号

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日提出

教育長 布川 敦

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則（平成17年鶴岡市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1号の表通年の項中

「

鶴岡市立朝暘第五小学校	文下
-------------	----

を

」

「

鶴岡市立朝暘第五小学校	文下
鶴岡市立黄金小学校	滝沢、上山谷、金谷、谷定

に、

」

「

鶴岡市立鶴岡第一中学校	上郷地区、上清水
-------------	----------

を

」

「

鶴岡市立鶴岡第一中学校	上郷地区、上清水
鶴岡市立鶴岡第三中学校	滝沢、上山谷、金谷、谷定

に改め、同

」

表冬季の項中

鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部、岡山の一部
-------------	-------------

を

鶴岡市立朝暘第四小学校	井岡の一部、岡山の一部
鶴岡市立黄金小学校	高坂の一部、民田

に、

鶴岡市立鶴岡第二中学校	高田、北京田、荒井京田の一部、福田、豊田、林崎、 本田の一部、播磨、平田、中京田、湯野沢
-------------	---

を

鶴岡市立鶴岡第二中学校	高田、北京田、荒井京田の一部、福田、豊田、林崎、 本田の一部、播磨、平田、中京田、湯野沢
鶴岡市立鶴岡第三中学校	青龍寺、寿、中橋の一部、高坂の一部

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議第9号

令和4年度市職員人事異動について

令和4年度教育委員会職員の人事異動について、別紙のとおり任免するものとする。

令和4年3月23日提出

鶴岡市教育委員会  
教育長 布川 敦